

宮古島市小口資金融資制度のご案内

1. 融資内容

融資の種類	一般小口資金	特別小口資金（法人企業は対象外）
限度額	500万円	
資金使途	運転資金・設備資金・転業資金	運転資金・設備資金・転業資金
融資期間	5年以内（据置3ヶ月以内を含む）	
償還方法	月賦償還	
利率	1.80%	1.70%
保証料	0.40%～0.80%以内 決算基準に応じて保証協会が判定	0.60%
担保及び連帯保証人	原則として無担保とし、保証人は必要に応じて求める。（法人は、代表者を保証人とする。）	不要

（令和7年11月1日現在）

※ 特別小口資金と一般小口資金を併用することはできません。（1企業1件に限ります。）

※ 年度途中で貸付金利が改定されることがあります。

※ 保証料は、上記保証料率の範囲内で沖縄県信用保証協会が決定します。

2. 申込先及び申込期間

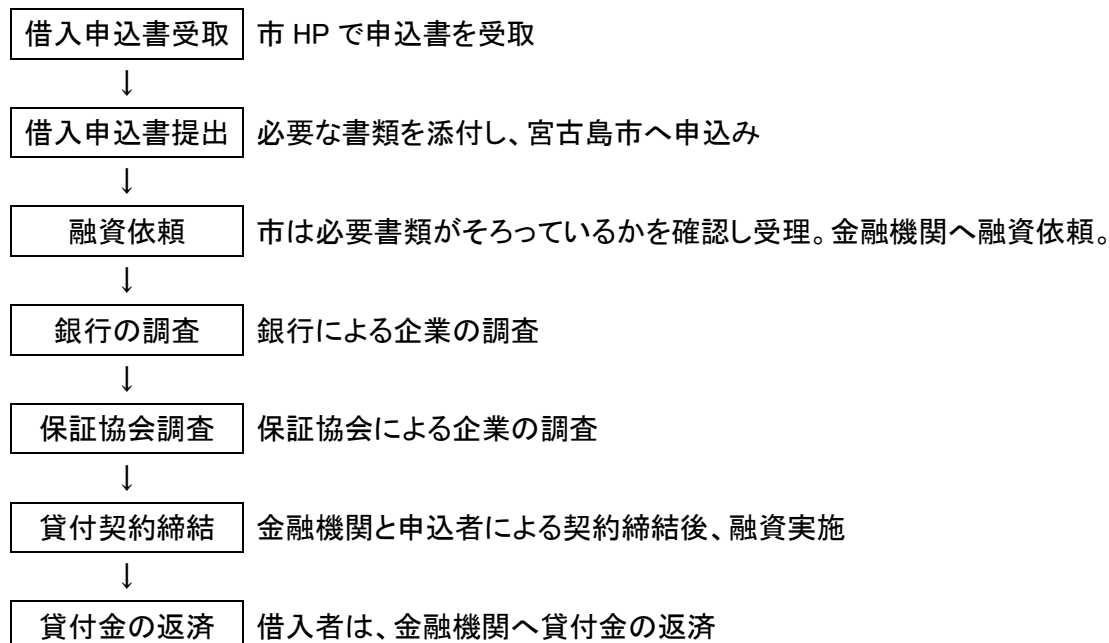
申込先：宮古島市役所 観光商工スポーツ部 観光商工課

電話 0980-73-2690

申込期間：令和7年11月1日～令和8年2月28日

ただし、融資枠に達し次第締め切ります。

3. 融資の手順



4. ご利用できる方

(1) 一般要件（一般小口資金・特別小口資金を申し込む場合の必要条件）

- ① 市内に住所及び事業所を有し、1年以上続けて同一事業を営んでいるもの。
 - ※ 個人企業の代表者のみ。法人企業の代表者は市外でもかまいません。
 - ※ 法人企業は、法人登記している所在地が宮古島市であれば本市で受付します。
 - ※ 申込みの時点で1年以上継続して同一の業種に属する事業を営んでいることが要件であり、業種を変更する場合も同様です。
 - ※ 個人企業から法人企業に変わった場合であっても、同一事業を営み1年以上継続しているのであれば申込できます。ただし、「個人企業であった期間の添付書類」と「法人企業設立後の添付書類」を分けて提出してください。
- ② 常時雇用する従業員が商業・サービス業の場合は5人以下、製造業・建築業・工業等の場合は20人以下の法人又は個人企業であること。
 - ※ 経営者、役員、家族従業員（生計を一つにしている）を除く。
 - ※ 常勤（毎日一定の時間勤務している）のパート・アルバイトは従業員に含まれる。
- ③ 市税の滞納がないもの。
- ④ 適切な事業計画を有し、償還見込みが確実なもの。
- ⑤ 保証協会の保証対象業種であるもの。
- ⑥ 当該融資申込額を含めて保証協会の無担保保証による補償限度額（特別小口資金は特別保証限度額）を越えていないこと。

(2) 特別要件（個人事業者で特別小口資金「無保証人制度」を申し込む場合の必要条件）

上記の「一般要件」を満たしていることが前提となる。その上で、沖縄県中小企業振興資金融資制度のうち小規模企業対策資金の特別小口貸付の要件を満たしていること。

- ① 源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかについて、保証協会の保証委託申込みの日以前の1年間に納期がきている税額を完納している者。
- ② 当貸付に係る保証以外に保証協会から保証を受けていないもの。

4. 保証人について

原則として無担保とし、保証人は必要に応じて求める。（法人は、代表者を保証人とする。）

※ 調査の段階で、保証人の追加・変更等がある場合もあります。